

地方税法の一部を改正する法律案要綱

一 道府県たばこ税及び市町村たばこ税

- 1 道府県たばこ税の税率を千本につき千百八十六円に、市町村たばこ税の税率を千本につき二千百円とすること。（第七十四条の五、第四百六十八条関係）
- 2 旧三級品の紙巻たばこについて、道府県たばこ税の税率を千本につき五百七十円に、市町村たばこ税の税率を千本につき千十円とすること。（附則第十二条の二、附則第三十条の三関係）

二 ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税を娯楽施設利用税に改めることとし、その納税義務者等を次のとおりとすること。

- 1 ゴルフ場のほか、舞踏場、ぱちんこ場、まあじやん場、ボーリング場等の施設の利用に対し、その施設所在の道府県において、その利用者に課すること。（第七十五条関係）
- 2 課税標準は、利用料金とすること。ただし、施設によっては当該施設の床面積その他を標準とする外形課税等によることができるものとすること。（第七十六条関係）
- 3 標準税率は、ゴルフ場については一人一日につき千百円とし、その他の施設については利用料金の百分の十とすること。（第七十七条関係）

4 徴収については、外形課税等の場合に申告納付文は普通徴収の方法によることができることとするほか、特別徴収の方法によらなければならないこととし、特別徴収による場合は、利用券を交付する際に徴収しなければならないこととする。 (第八十五条、第八十六条関係)

三 特別地方消費税

特別地方消費税を料理飲食等消費税に改め、その標準税率を百分の十とすること。 (第百十五条関係)

四 電気税及びガス税

電気税及びガス税を設け、その納税義務者等を次のとおりとすること。

- 1 電気税は電気に対し、ガス税はガスに対し、それぞれ、料金を課税標準として、その使用地所在の市町村において、その使用者に課すること。 (第四百八十六条関係)
- 2 電気税の税率は百分の三とし、ガス税の税率は百分の二とすること。 (第四百九十一条関係)
- 3 電気税及びガス税の徴収については、電気事業者又はガス事業者が料金を徴収しないで他人に電気又はガスを使用させる場合等において普通徴収の方法によるほか、特別徴収の方法によらなければならないこととする。 (第四百九十三条関係)

五 その他

- 1 国税における租税特別措置法の改正に対応して、道府県民税及び市町村民税並びに事業税に関し、次の改正を行うこととすること。
 - (1) みなし法人課税を選択した場合の特例措置について、みなし法人所得に係る税率を改めるものとする。 (附則第三十三条の二、改正法附則第三条関係)
 - (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例について、その適用期間を、当分の間とすること。 (附則第三十三条の四関係)
 - (3) 個人が土地の譲渡等をした場合において、所有期間が五年を超えるものであるときに、その土地の譲渡等による所得が短期譲渡所得又は分離重課の対象となる事業所得若しくは雑所得に該当しないとする所得税の課税の特例を廃止することに伴い、規定の整備を行うこと。 (附則第三十三条の三、附則第三十四条から第三十四条の三まで、附則第三十五条関係)
 - (4) 法人の事業税の課税標準の算定の方法について、国税における受取配当等の益金不算入の特例措置の例によらないこととすること。 (第七十二条の十四関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 3 この法律は、平成二年四月一日から施行すること。 (附則第一条関係)